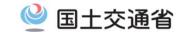
資料1

群マネ計画検討会の論点について

群マネ計画検討会・実施検討会 検討の方針(案)



5/7実施検討会の資料より (3/7計画検討会の資料を一部更新)

群マネの目標

【中長期】

地域のインフラを群として捉え、メンテナンスも含め地域のインフラのあるべき姿を定めるとともに、それらに基づき、効率的・効果的にマネジメントを行うことで、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指す

【当面】

市町村のインフラメンテナンスの課題解決に向けた広域連携・分野連携を計画として定めるとともに、それらを踏まえ、既存の入札契約方式に拘らず最適な方式により業務・工事を実施することで、事業者のノウハウを生かした効率的なメンテナンスや、平時・災害時における地域のサービス水準の維持・向上を実現する



群マネ計画検討会

計画づくりの視点からアプローチ

<u>市町村のインフラメンテナンスの課題解決に向けた広域連携・分野連携について定める計画づくり</u>を行っていく上で、策定主体において<u>検討が必要な事項を整理する</u>とともに、広域連携・分野連携推進に関わる制度等における課題の解決に向けた議論を行う

群マネ実施検討会

業務・工事の実施の視点からアプローチ

群マネの考え方に基づき、既存の入札契約方式に拘らず最適な方式により<u>業務・工事発注</u>を行っていく上で、実施主体において<u>検討が必要な事項を整理する</u>とともに、インセンティブや責任分担など入札契約に関わる制度等における<u>課題の解決に向けた議論</u>を行う

群マネ計画検討会・実施検討会 議論の当面の進め方 (案)

国十交诵省 3/7計画検討会の資料

モデル 地域

【当面】広域連携・分野連携について検討

②計画策定方針への助言

モデル地域の支援期間内の 計画策定を目指す

【中長期】地域のインフラのあるべき姿を検討

検討会の議論を 踏まえた助言

ケーススタディを 議論にフィードバック

検討会の議論を 踏まえた助言

ケーススタディを 議論にフィードバック

群マネ計画検討会

計画づくりの視点からアプローチ

①新設~更新までの群マネ計画づくりのために検討が必要な事項

業務・工事実施の視点を反映

③制度等における課題の解決に向けた議論(共通)

地域・インフラの あるべき姿の 視点を反映

4群マネ業務・工事実施のために検討が必要な事項

業務・工事実施の視点からアプローチ

群マネ実施検討会

検討会の議論を 踏まえた助言

ケーススタディを 義論にブィードバック 検討会の議論を 踏まえた助言

ケーススタディを 議論にフィードバック

※包括委託の手引きの リバイスも検討

ナンスの業務・工事実施の方針を検討

(当面)支援期間内に行う、既存の入札契約方式に拘らず 最適な方式による業務・工事発注を検討

⑤実施方針への助言

モデル地域の支援期間内の

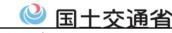
モデル 地域

0 しの て取 り いまとめ まとめ

おお

る課

群マネ計画検討会・実施検討会 議論の内容(案)



3/7計画検討会の資料を一部更新

計画検討会群マネ	 ①新設~更新までの群マネ計画づくりのために検討が必要な事項 ⇒ 地域が群マネの計画づくりを行っていく上で、検討が必要な事項について議論 ● 施設管理者間の連携手法(広域連携) ● 施設管理者の責任の所在、インフラの所有と管理運営の分離における課題 ● 事業者間連携(土木以外の異業種との連携を含む) ● 分野横断的な連携 ● 不足する担い手(技術者)の活用 ● 新設~更新、集約・再編のインフラマネジメントの考え方(長期)等 	 ② (モデル地域) 計画策定方針への助言 ⇒ モデル地域において、支援期間中の広域連携・分野連携のあり方の検討への助言 ● 施設管理者間の連携(広域連携)の方針 ● 施設管理者間の責任の整理 ● 分野横断的な連携方針
共通	③制度等における課題の解決に向けた議論(共通) ⇒ 制度等における中長期的な課題と対応する解決方策 (契約や責任分担など) について議論	
実施 検討 会	④群マネ業務・工事実施のために検討が必要な事項⇒ 地域が群マネの業務・工事を行っていく上で、検討が必要な事項について議論	⑤ (モデル地域) 実施方針への助言⇒ モデル地域において、支援期間中の業務・工事発注の検討への助言

市区町村・地域事業者の課題を踏まえたこれから取り組むべき方針

【市区町村における主な課題】

- 管理するインフラが多く、それらの高齢化が進展
- 職員数の減少、技術者の不足
- 財政面の制約がある 等

【地域事業者における主な課題】

- 担い手の高齢化が進展
- ・ 将来的な担い手不足が懸念
- 一般的に維持管理業務は規模が小さく収益性が低い 等



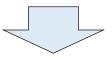
事後保全段階にある施設が依然として多数存在。それらの補修・修繕に着手できていないものがあり、<u>この状態</u>を放置すれば、重大な事故や致命的な損傷等を引き起こすリスクが高まることとなり、早急な対応が必要

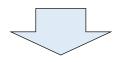
市区町村及び地域事業者における課題等を踏まえ、インフラメンテナンスを効率化・高度化する様々な取組みに加え、個別施設のメンテナンスだけでなく、発展させた考え方のもと、インフラ施設の必要な機能・性能を維持し国民・市民からの信頼を確保し続けた上で、よりよい地域社会を創造していく必要がある

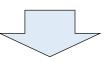


地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進

複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、 総合的かつ多角的な視点から戦略的に 地域のインフラをマネジメントする取組み







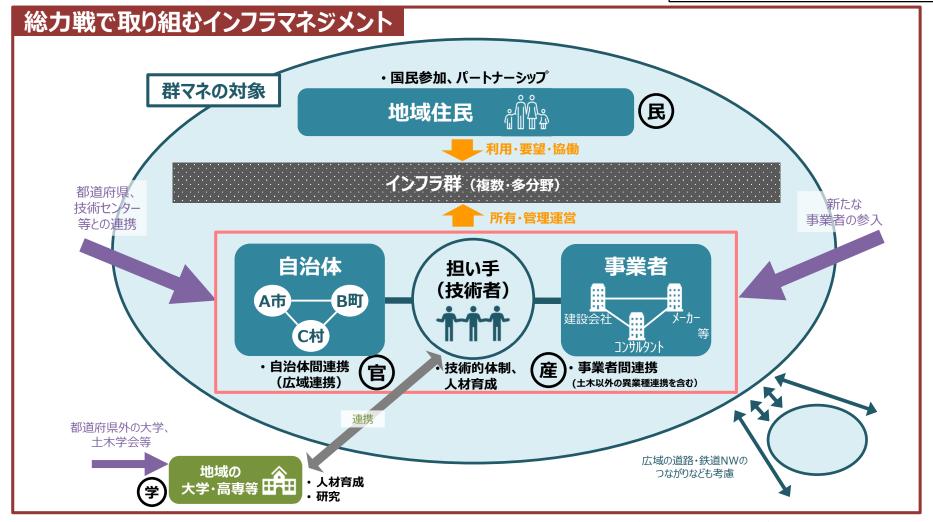
新技術の 活用 デジタルデータ の利活用

国民参加・ パートナーシップ

など

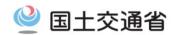


3/7計画検討会の資料を一部更新



- ※ **群マネ**とは、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて、各地域の将来像に基づき、広域・複数・多分野のインフラを「群」 として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントするものであり、地方公共団体や事業者がそれぞれ機能的、空間的及び時間的なマネジメントの統合を図るもの。
- ※ 期待される効果としては、例えば、以下があげられる
 - ・技術系職員が一人もいない町でも、県や近隣の市などと連携し、技術的な知見を補完
 - ・道路、河川、公園等の管理をまとめて発注したり、巡回などの管理業務をまとめて行うことにより、効率化

群マネの具体的方策(案)



- 群マネに取り組む上で、3つの群(=束ねるもの)があると考えられ、地域が抱える課題や期待される効果に応じ、 適切な選択が求められる
- 具体的な方策として既存の制度や取組みが存在するが、自治体・事業者間の役割分担の考え方を示すとともに、より群マネの効果を高める方策の検討が必要ではないか

自治体・事業者間の役割分担の考え方



3つの束

「自治体(発注者・業務)」 を束ねる 「**事業者」** を束ねる

「**技術者**」 を束ねる

具体的な方策等

【発注者】

空間

水平連携

垂直連携

【業務】

分野

インフラ分野の 複合化

プロセス

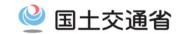
業務プロセスの 複合化

時間軸

契約期間の 複数年化 JV、 事業協同 組合 等

技術的体制、 人材育成 (学との連携)

群マネ計画の構成イメージ(案)



群マネ計画とは

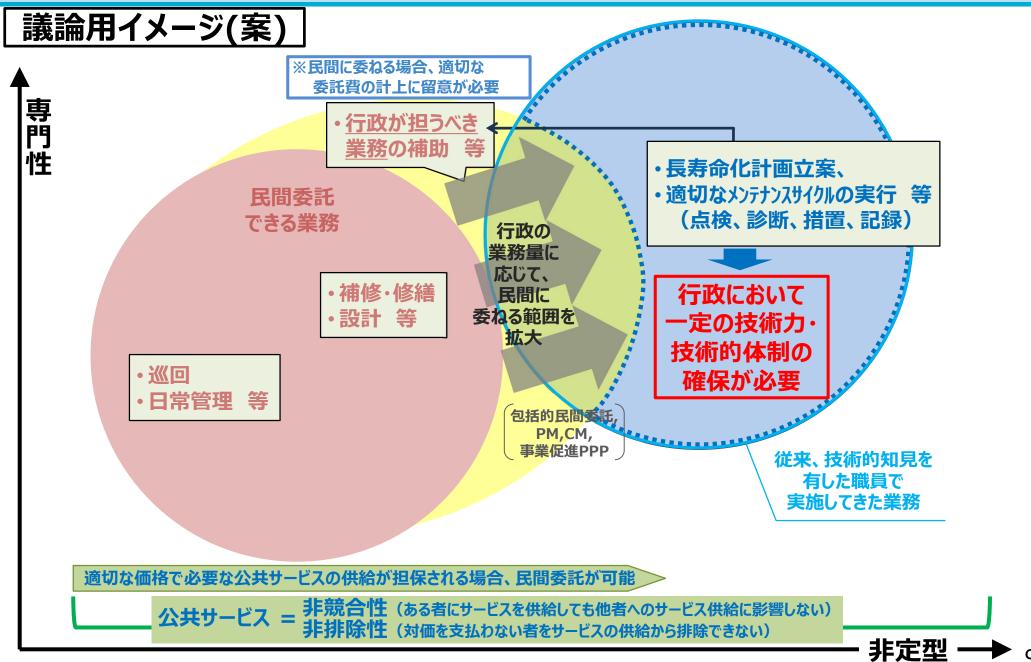
市町村のインフラメンテナンスの課題解決に向けて、地域の既存計画の内容を踏まえつつ、群マネの考え方(広域連携・分野横断)に基づくインフラマネジメントの方針を整理

群マネ計画の構成イメージ

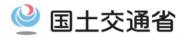
No.	項目	内容	地域で特に検討が必要な事項
1	基本事項の整理	・ 地域の状況、将来予測・ 地域のインフラの状況、課題整理 等	_
2	自治体(発注者・業 務)を束ねる	 (業務】 将来的な包括化の方向性(※) ※当面の業務の広域的・分野横断的な包括化については実施プロセスで議論 【発注者】 広域で共同処理を目指す業務 連携手法、責任の所在 等 ①維持すべき機能、②新たに加えるべき機能、③役割を果たした機能 に分野横断的に整理し、個別インフラ施設の維持/補修・修繕/更新/集約・再編のマネジメント方針 	 【業務】 ・分野横断的な連携 【発注者】 ・施設管理者間の連携手法(広域連携) ・施設管理者の責任の所在、インフラの所有と管理運営の分離における課題 ・新設〜更新、集約・再編のインフラマネジメントの考え方
3	事業者を束ねる	• 将来的な地域事業者のあり方(異業種との連携も含む)(*)等 ※当面の事業者側の連携形態(JV,事業協同組合等)については 実施プロセスで議論	・事業者間連携(土木以外の異業種との連携を含む)
4	技術者を束ねる	• 技術的連携、人材育成、技術者確保の方針 等	・不足する担い手(技術者)の活用
5	当面の群マネの方針	1~5を踏まえた取組内容のとりまとめ	_

これまでの取組と課題

【自治体・事業者間の役割分担】インフラメンテナンスの民間委託のイメージ(案) 🔮 国土交通省



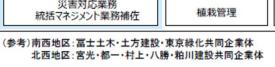
【自治体・事業者間の役割分担】行政が担っていた業務の民間委託(府中市の取組事例)

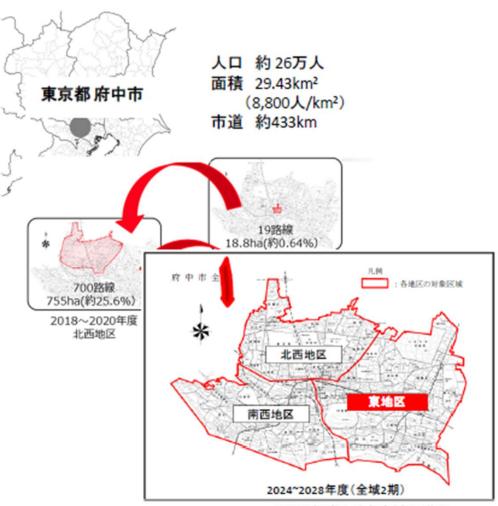


東京都府中市では、道路等の維持管理業務について、一部行政が担っていた業務の民間化(要望相談対応・ 現地対応)を行いながら、業務の全体管理も含めて包括的民間委託を実施(契約期間:5年)

業務名	府中市道路等包括管理事業(全域2期)※東地区								
発注者	府中市(担当部署:都市整備部道路課)								
受託者	前田道路・スバル興業・武蔵造園・第一造園・前田建設・日本工営 共同企業体								
期間	2024年4月1日~2029年3月末 までの5年間								
業務概要	道路等(1,029路線・延184km)の維持管理業務 (点検、維持修繕・要望相談対応等)の包括管理								
東地区内の市が管理する市施設 (車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋梁(立体横断施設を含む)、 大型構造物、街路樹、案内標識、道路反射鏡、法定外公共物等)									
業務内容	[総価契約] ①統括マネジメント、②巡回、③事故対応、④災害対応、 ⑤コールセンター(東地区が全体コールセンターを実施)、⑥要望相談対応、 ⑦補修・修繕、⑧道路反射鏡・案内標識・街区表示管理、⑨植栽管理、 ⑩害獣・害虫対応、⑪法定外公共物・水路管理、⑫清掃、⑬占用物件管理 [単価契約] ①新設・補修・更新(50万円以上500万円未満)、②樹木剪定等								

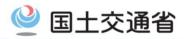






2021年度より市全域に導入

※出典: 府中市提供資料より国土交通省作成

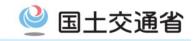


主な課題

行政の技術的体制の確保に向けて、自治体・事業者間の 役割分担の考え方を示すことができていない

- ◆ インフラメンテナンスの実施においては、行政の業務量に応じて、民間に委ねる範囲の拡大について検討していくことが必要であるが、公共財(インフラ)として適切なサービスを供給する上では、民間委託によらず行政の責務において直接実施すべき業務が一定存在すると考えられる
- ◆ 行政の責務を適切に果たす上で、自治体における一定の技術的体制の確保が必要であり、そのことを踏まえて自治体・事業者間の役割分担を検討すべきではないか

【技術者の束】 専門家によるハンズオン支援の取組み



○ 新技術の活用促進を図っていくため、<u>専門家によるハンズオン支援を通じた新技術導入・技術者育成</u> の体制構築を行う

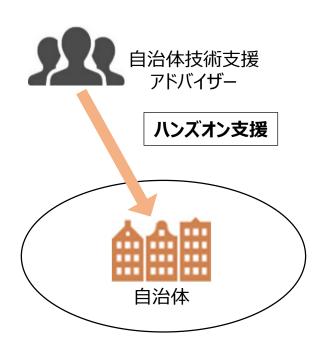
専門家によるハンズオン支援等を通じた新技術導入・技術者育成の体制構築

く実施内容>

- 新技術導入促進及び職員の人材育成を図るための 「自治体技術支援アドバイザー」を公募で選定 (産学の人材から選定。地域ブロックで分担)
- また、新技術導入促進及び職員の人材育成に課題を 抱える自治体を公募で選定し、アドバイザーによるハン ズオン支援を実施

<支援の例>

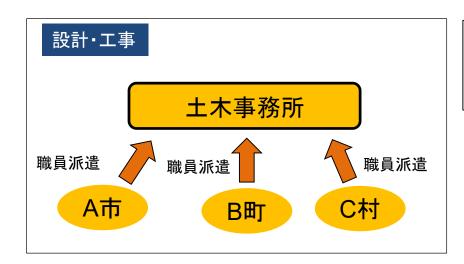
- 現場に適用する新技術の推薦
- 新技術導入の仕様書作成支援
- メンテ業務全般の技術的助言
- 実地研修を通じた職員人材育成(デジタル活用含む)
- 支援終了後の業務実施ツールの構築 等



【技術者の束】 市町村の技術者育成(奈良県の取組事例)^{2 国土交通省}

- 奈良県では、市町村の**橋梁補修設計業務**及び**補修工事**を県が**受託する「垂直補完」**を実施
- **市町村が、県土木事務所へ職員を派遣**し、県土木事務所の技術職員の指導を受けながら、発注 から監督業務まで一連の現場に携わることで、**技術力の向上**を図り、各市町村へ技術を持ち帰ること で、技術力の不足という課題の解決に向けた取組を行っている

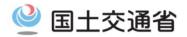
【市町村の職員派遣】



- > 職員派遣は、設計積算期間と業務・工事実施期間
- ▶ 派遣頻度は、設計積算中は週2~4日程度を2ヶ月程度、業務実施・工事中は完了までの間、週1~2日程度





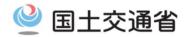


主な課題

適切にインフラメンテナンスを行っていく上で、行政として必要な 技術的体制を確保できていない

- ◆ 各自治体において、技術的なバックグラウンドを持った技術系職種の職員を確保し、管理者として適切にメンテナンスを実施することが望ましいが、技術系職員の確保が困難な場合、産学官の技術者による自治体技術者(※)の育成や、自治体間連携によって技術的な補完を行う体制の構築を検討し、メンテナンスの技術的体制を確保していくことが必要ではないか
 - (※) ここでいう自治体技術者については、必ずしも【技術力を有する職員 = 技術系職員】ではなく、技術系職員でなくても人材育成、業務経験等によって行政としてインフラメンテナンスを進めて行く上で必要な技術力を身に付けることは可能と考えられる

【自治体の束】 広域・多分野の先行事例



単独分野のインフラ

多分野のインフラ

単独自治体

これまでのインフラ管理

群マネの領域

● 維持管理業務の包括化

- *道路+河川+砂防(福島県宮下土木事務所:事業協同組合)
- *道路+公園+水路(新潟県三条市: JV)
- *上水道+下水道+農業集落排水(石川県かほく市: JV)

調査や単純な維持管理以外にも発展が必要

【下水道】

- ●下水道の広域化・共同化【全国各地】
- ⇒マニュアル・事例集整備済み、全都道府県で計画策定済み(R4年度末)
- *任意の協議会(旭川市)、下水道法の協議会(秋田県)、ほか多数

「広域化・共同化計画策定マニュアル(H31.3策定、R2.4改訂)」 「広域化・共同化計画実施マニュアル(R6.4策定)」 「下水道事業における広域化・共同化事例集(H30.8策定・R6.4更新)」

【上水道】

- ●上水道の広域化・共同化【全国各地】
- ⇒マニュアル・事例集整備済み、全都道府県で計画策定済み(R5年度末) *一部事務組合(群馬県東部8市町)、ほか多数

【道路】

- ●道路橋の点検の地域一括発注【全国各地】
- ⇒全国482市区町村(32道府県)で実施(R4年度)
- *任意の協議会(秋田県)、広域連合(長野県上伊那郡) 一部事務組合(長野県下伊那郡土木技術センター組合)
- ●道路橋の計画策定、点検、修繕(市町村が県へ委託)
- * 私法上の委託(奈良県)
- ●道路除雪を村が県へ委託
- *業務協定(岐阜県白川村→岐阜県)

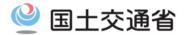
上下水道や道路橋点検では複数自治体連携で実施している事例があるが、他分野や修繕等の業務における連携への発展が必要

更なる群マネの発展

- ▶ 単独分野における広域連携
- ▶ 単独自治体による分野横断 に関する事例を積み上げつつ、広域連携・ 分野横断の複合事例の構築を目指す

複数自治体

【自治体の束】広域連携の手法

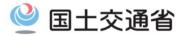


地方自治法上の共同処理の手法

総務省「第33次地方制度調査会第14回専門小委員会」の資料を参考に国交省作成

	共同処理の手法	法人格	管理権限	特徴	群マネへの適用の留意点 (メリット:○ デメリット:●)
広域連合 ・ 一部 事務組合	下 事務処理 法律効果	あり	広域連 合・一部 事務組合 に引き継 ぐ	財産保有や職員の採用が可能議会、固有の執行機関を有するため責任が明確設置にあたり議決が必要構成団体から事務処理権限が移動される	○1つの組織体で技術職員を有効に活用し、 広域のインフラを管理可能●構成団体には権限が残らないため、インフラメ ンテナンス業務の一部のみを切り出すと、非効 率になる場合がある
連携協約	A市 基本的な方針 役割分担を協約 地方公共団体が連携して事務 を処理するための基本方針及 び役割分担を定める制度	なし	それぞれに 残る	・ 法人設立が不要・ 紛争解決方法がビルトインされている・ 実施にあたり議決が必要・ 内容に応じて、別途、事務の共同処理制度や私法上の委託等を活用する必要がある。	○手続きが簡易であり、インフラメンテナンス事務の特性に応じて、連携の初期段階で協定などを取り決めて実施可能●協約以外の取組(委託など)が別途必要●管理権限等が構成団体に残るため、構成団体に技術力が必要であり、技術力の育成方策を別途検討する必要
協議会	A市 (機関を設置しない) B市 協議会 C市 地方公共団体が連携して管理 執行、連絡調整、計画作成を 行う制度	なし	それぞれに 残る	・ 法人設立が不要・ 各構成団体が形式的な主体性を保つ・ 設置にあたり議決が必要・ 機動的な意思決定が難しい・ 不法行為等があった場合、構成団体が連帯責任と解される	○保守点検等について既存の事例があり、業務の一部の効率化を行う上で有効●構成団体の連帯責任となるため責任の帰属が問われやすい事務には向かない●管理権限等が構成団体に残るため、構成団体に技術力が必要であり、技術力の育成方策を別途検討する必要

【自治体の束】広域連携の手法



地方自治法上の共同処理の手法

総務省「第33次地方制度調査会第14回専門小委員会」の資料を参考に国交省作成

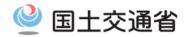
法		管理権限	特徴	群マネへの適用の留意点	
		格			(メリット:○ デメリット:●)
機関等の共同設置	CIII	なし	それぞれに 残る	・ 法人設立が不要・ 管理執行の効果が構成団体に帰属・ 設置にあたり議決が必要・ 構成団体における共通の機関等となるため、それぞれの議会への対応が必要・ 指揮命令系統が不明確になる可能性	○業務の一部の効率化を行う上で有効●管理権限等が構成団体に残るため、構成団体に技術力が必要であり、技術力の育成方策を別途検討する必要
事務の委託	A市 事務の委託 B市 事務の要託 B市 事務の要託 B市 事務の要託 Dいての管理・執行を他の地方 公共団体に委ねる制度	なし	委託側(B 市)の権限 は受託側 (A市)に引 き継ぐ	 法人設立が不要 権限が受託側に一元化されるため、責任の所在が明確 事務処理の効率性が高い 実施にあたり議決が必要 委託側は権限を行使できなくなる 	○一体的に受託側(A市)が権限を有し管理することが効率的な場合等に活用●受託側(A市)のメリットが不明確※受託側(A市)のデメリットを解消する方策の検討が必要
事務の 代替執行	A市 事務の 事務処理 代替執行 法律効果 地方公共団体の事務の一部 を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に委ね る制度	なし	委託側(B 市)の権限 は委託側 (B市)に残 る	・ 法人設立が不要・ 委託側に権限が残る・ 実施にあたり議決が必要・ 事務の管理執行と事務処理の結果責任の所在が一致しない	 ○技術力の補完を目的とするなど、受託側(A市)と委託側(B市)の立場が明確な場合には、活用可能 ●受託側(A市)のメリットが不明確 ※受託側(A市)のデメリットを解消する方策の検討が必要 ※事務処理を委託しつつも管理権限等が委託側(B市)に残るため、一定の技術力が必要であることに留意が必要

【自治体の束】広域連携の手法



地方自治法以外の主な共同処理の手法

共同処理の手法		法人格	管理権限	特徴	群マネへの適用の留意点 (メリット:○ デメリット:●)
共同発注	A市 サーラス 東業者 で 複数の地方公共団体が共同で 発注手続きを実施し、民間企業 とそれぞれ契約を締結する方法	なし	それぞれに 残る	 実施にあたり議決が不要 法人設立が不要 受注者としては発注者が複数いることになるため、協議等が煩雑 地方自治法に定められた共同処理制度ではない 	 ○従来の各自治体における手続きに最も近く、簡易に取り組みやすい ●受注者としては発注者が複数いることになり、事業者の創意工夫が図りづらいと考えられ、群マネの効果が薄くなる ●構成団体において、技術力育成方策を別途検討することが必要 ※契約を1つにするなど、事業者側のデメリットを解消する方策の検討が必要
私法上の 委託	A市 私法上の B市 私法上の 接種効果 一般的な委託契約により、地方公共団体の事務の一部のを当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に委ねる方法	なし	それぞれに 残る(委 託契約で 取り決め)	実施にあたり議決が不要法人設立が不要地方自治法に定められた共同処理制度ではない	○技術力の補完を目的とするなど、受託側(A市)と委託側(B市)の立場が明確な場合には、活用可能 ●受託側(A市)のメリットが不明確 ※受託側(A市)のデメリットを解消する方策の検討が必要 ※事務処理を委託しつつも管理権限等が委託側(B市)に残るため、一定の技術力が必要であることに留意が必要



主な課題

広域連携について、既存の事例はあるものの、管理するインフラの 特性や自治体の抱える課題に応じた考え方を示すことができてい ない

◆ 広域連携については、地方自治法等において事務の共同処理の手法が位置 づけられており、法人格の有無や管理権限の引き継ぎなど特徴が異なっている

群マネによって期待される効果(技術的な知見の補完や効率化)が最大限発揮できるよう、インフラの特性や自治体の抱える課題に応じた連携の考え方をわかりやすく示すべきではないか

◆ また、市区町村の技術的な体制の構築も考慮すると、連携にあたってはより技術力を有する都道府県の役割が重要ではないか

計画検討会における論点 (案)



- ◆ 行政の技術的体制の確保に向けて、自治体・事業者間の役割分担は 如何にあるべきか
- ◆ 自治体技術者の育成や自治体間連携による技術的な補完などにより、 行政として必要な技術的体制は如何に構築していくか
- ◆ 上記の点も踏まえ、管理するインフラの特性や自治体の抱える課題に 応じた自治体間の連携手法は如何にあるべきか
- ◆ また、これらを進める上で、国や都道府県等の役割は如何にあるべきか

さらに、中長期的な論点として以下があると考えられる

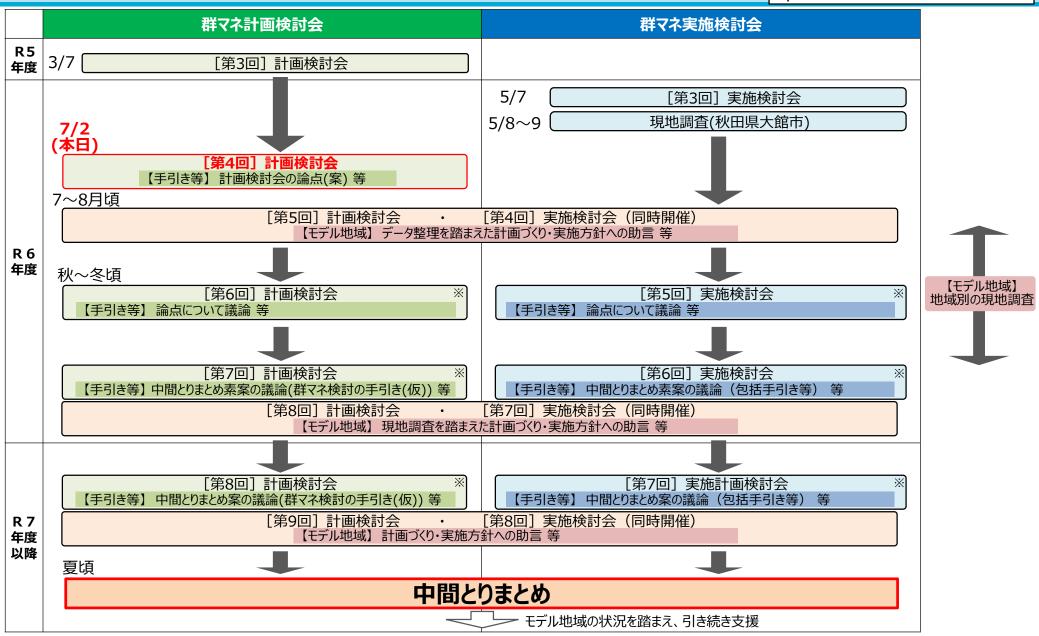
- 現存のインフラの重要性の評価や措置の優先順位付けを如何に行うか
- 自治体、事業者、地域住民が群マネに参画する上での役割や、より効果的な参画を促すためのインセンティブ等は如何にあるべきか

当面のスケジュール(案)

群マネ計画検討会・実施検討会 当面のスケジュール (案)



5/7実施検討会資料を一部更新



[※] 計画・実施検討会の同時開催とする可能性もある